

(別紙 1) 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や木造住宅密集地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 兵庫県南部地震 (H7) では、死者の 9 割が住宅・建築物の倒壊による圧死とされている。熊本地震 (H28) では、昭和 56 年以前の旧耐震基準の木造の住宅・建築物について被害が顕著に見られた。大阪府北部を震源とする地震 (H30) では、ブロック塀の倒壊や家具の転倒という、全国でも同様に起こりうる事象で亡くなられた方がいた。したがって、地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。
- 住宅の耐震化率については、H25 年現在 79% で、県全体の 78% をやや上回っているが、目標の 95% を達成するためには、約 3,000 戸の住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されているところであり、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進している。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対する国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する必要がある。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、H25 年現在 85% であるが、県全体の 86% をやや下回っており、目標の 95% を達成するためには、16 棟の建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 地震発生後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされているが、消火活動には、消防用水の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化とともに、防火水槽など消防水利の耐震化が必要である。
- 地震発生時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災 (地震発生時の漏電火災と発災後の通電火災) の方が多かったと指摘されている。こうした電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組が必要である。

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了しているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進めていく必要がある。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を

活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することの他、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る必要がある。

- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理が必要である。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新が必要である。

(市街地整備等の促進)

- 地震発生により同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や避難場所、延焼遮断帯の機能を有する道路や公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を進める必要がある。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 地震発生後に市民が速やかに安全な場所に避難できるよう、地震ハザードマップの周知を図るとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、DIG（図上訓練）やHUG（避難所開設・運営模擬体験）などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成が必要である。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。
- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るための防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる必要がある。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害による人的被害の発生

(総合的な治水対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫流による家屋倒壊が想定されている地域でもある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修と犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るため、普通河川等の整備を推進する必要がある。

(排水機場の能力強化・維持管理・改修)

- 市内には、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は

3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所で、合計9か所の排水機場がある。これら河川構造物については、長寿命化を図り、予防保全型の維持管理を適切に進める必要がある。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める必要がある。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 水害に備えた避難を適切かつ迅速に行うためには、地域が抱える水害のリスクの特殊性を市民に認識してもらう必要がある。そのため、洪水ハザードマップによる浸水想定区域の周知や、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、適切な避難行動の周知、県が推奨している「災害・避難カード」の活用、DIG（図上訓練）やHUG（避難所開設・運営模擬体験）などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成が必要である。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など）においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練を着実にを行う必要がある。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組が必要である。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設の利用者の避難については、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制が必要である。

(学校における防災対応)

- 水害が予想された場合の小中学校の対応においては、特に体育館や校舎が浸水するおそれがある場合などにおける在校時の児童・生徒及び教職員自身の命を守るための防災訓練などを継続的に実施する必要がある。また、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる必要がある。

(広域避難への対応)

- 木曾川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内全域で浸水し、浸水深も5m以上と想定されていることから、状況によっては市外への越境避難など広域避難が求められることから、県や周辺市町村との協力体制や越境避難に利用する道路や交通手段を確保しておく必要がある。

1-3 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、市町村合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成20年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は

20 件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災で延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等による災害対応力の向上を図る必要がある。

- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団 7 分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実強化を図る必要がある。
- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品の整備をしてきたほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る必要がある。

(地域防災力の向上)

- 本市では、地域の女性を対象にした「女性防火クラブ連絡協議会（クラブ員数：令和元年 4 月 1 日現在 241 名）」を組織しており、防火・防災意識の向上、初期消火技術・災害初動対応の習得を目指して活動している。また、市内の小学生（4～6 年生）と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火、防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるためには、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する必要がある。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭あい道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための都市基盤の整備を図る。また、JR 穂積駅周辺や国道 21 号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する必要がある。

(要配慮者への支援)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るためには、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れる必要がある。

(学校における防火対策)

- 児童生徒の安全を確保するため、各小中学校における防災計画に基づき、防火・防災教育や避難訓練を継続するとともに、教職員に対する防火・防災研修を進める必要がある。

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める必要がある。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備による、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化)

- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在「防災行政無線」や「エリアメール」、「みずほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用し

ているが、今後電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含めさらに充実を図る必要がある。

- 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域の特性の理解を深め、命を守る行動に備えるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。今後、学校や地域、事業所において、普及・啓発を促進する必要がある。また、大規模な洪水の発生を想定した場合、越境避難（広域避難）対策を検討する必要がある。
- 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要であるが、本市は東西を長良川と揖斐川に囲まれ、市内にも中小河川、用排水路が多いことから、橋りょうの安全性を確認しつつ、道路通行情報を提供する必要がある。

（事業所への情報提供）

- 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客・従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める必要がある。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止のための情報提供に努める必要がある。
- 各企業における事業継続及び早期再建は、市民生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業を継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画（BCP）に取り組む必要があり、企業が業務継続計画（BCP）を策定するために、ハザードマップなど地域の災害リスクに関する情報提供を行うことが重要である。

（長期停電時の対応）

- 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電力柱の倒壊など、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る必要がある。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を検討する必要がある。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの地域の災害リスクを理解し、あらかじめ避難のタイミングと手順を定めた「災害・避難カード」（岐阜県様式）作成の取組を普及する必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- 平成30年7月豪雨では、西日本を中心に死者・行方不明者が200名を超えるなど大きな被害が発生した。多くの自治体から避難勧告などが発令されるなど避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まり多くの方が亡くなる結果となった。特に、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者への避難支援の逃げ遅れを防ぐため、警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る必要がある。また、平成31年3月現在の市内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成施設数は、7割程度となっている。水防法の改正により、避難確保計画作成の義務化されたことなど周知や作成支援を進める必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(防災備蓄の充実)

- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、水や食料、簡易トイレセット、避難開設セットなどを配備している。引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進めるとともに、防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を検討する必要がある。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する必要がある。

(支援物資の供給体制の強化)

- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、電力、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定が必要になる。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結んで、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有効に機能するためには、非常用電源設備や燃料、水・食料等の備蓄が必要である。

(上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、配水池はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起こり得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の汚水処理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足

(自衛隊派遣要請の迅速化)

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ 18 本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受け入れ場所の確保など災害時の受援計画を策定する必要がある。

(消防力の強化)

- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巣南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成 20 年に竣工した施設であり、新耐震基準の施設で、比較的新しいが、瑞穂消防署巣南分署は、平成 3 年の竣工後、平成 20 年に改修しているが、建築後 30 年を経過していることから、防災拠点として計画的な維持・補修が必要である。また、救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘から救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化などが必要である。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設であり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新が必要である。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「七崎水防倉庫」と「大月水防倉庫」、犀川の水防倉庫として「下畑水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計 7 か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、一部には 30 年以上を経過した施設もあることから、計画的な更新や点検、維持・保全を図る必要がある。さらに、平成 23 年には、安心・安全な地域づくりの拠点として水防センターを設置している。水防センターには災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材を確保しており、定期的な点検や維持・保全を図る必要がある。

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する必要がある。
- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる必要がある。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動が対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必

要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力を高める必要がある。

(空家対策の推進)

- 空家の中には、地震時の漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す必要がある。

2-3 鉄道等の運転停止に伴う帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(公共交通機関との連携強化)

- JR穂積駅は、1日の乗車人数が9,000人を超え、岐阜県内で5番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市のみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る必要がある。

(「災害・避難カード」作成の取組推進)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に市域外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する必要がある。

(事業所への情報提供)

- 市内事業所においては、災害に備えた独自の備蓄を促進するとともに、道路・交通網の被害の状況等の情報周知を徹底し、無理な帰宅を控えるよう促す必要がある。また、県や関係事業者団体と連携し、事業継続計画(BCP)の策定とフォローアップ支援に努める必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による施設機能の麻痺

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備等の整備など、診療機能を継続するための整備が必要となる。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備等の整備など、施設の事業を継続するための整備が必要となる。

(支援ルートの確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持するための

支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する必要がある。

（搬送手段の確保）

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることが想定されることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する必要がある。

2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所運営マニュアルの更新）

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎・体育館やコミュニティセンター等 26 か所を指定している。本市では平成 23 年に「避難所運営マニュアル」（モデル）を作成したのち、平成 31 年に改定している。さらに、令和 2 年 6 月に「新型コロナウイルス感染症対策編」（暫定版）を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められており、HUG（避難所開設・運営模擬体験）などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成・更新していく必要がある。

（避難所の防災機能・生活環境の向上）

- 災害時に避難所を安心して利用できるようにするためには、天井や窓といった非構造部材の耐震性確保、施設の維持管理、非常用電源設備、備蓄品の整備といった防災機能を強化する必要がある。また、災害特性に応じ施設の上層階利用を準備するなどの訓練が必要である。さらに可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシーの配慮、衛生・感染症対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。

（避難所運営リーダーの養成）

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を定める必要があり、防災士などリーダーとなる人材を複数確保する必要がある。

（避難所における健康管理体制の整備）

- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延したという事例もあり、新型コロナウイルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMA T 其他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める必要がある。

（福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施）

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受け入れに関する医療・福祉事業者との

協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備が必要である。また、既存の利用者がいる中で、要配慮者を受け入れるための訓練が重要となっている。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、街区公園等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等の構築が必要である。

(被災住宅への支援)

- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について災害ボランティアは大きな役割を果たしている。本市では、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める必要がある。また、これら人材研修も兼ねて被災地派遣を支援し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援を検討する必要がある。
- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法に基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置されることになっている。市役所庁舎は平成11年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和40年の竣工であり、建築後55年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の整備が求められる。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システムの整備、浸水対策等の整備の必要がある。巢南庁舎は、昭和62年の竣工で、建築後の経過年数は33年であるが新耐震基準を満たした施設であり、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成9年に開所し、災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っている。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域にあるため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策が必要である。

(業務継続体制の整備)

- 災害に備え、非常時優先業務の選定を始めとした業務継続計画（BCP）策定や職員の安否確認・参集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備が必要である。

(バックアップ体制整備)

- 重要な個人情報を含むデータ（住民情報、税情報、地籍、各種図面等）を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する必要がある。

(非常時通信の確保)

- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保しておく必要がある。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下

(道路通行情報の提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する必要がある。

(BCP計画等の策定支援)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民生活の再建にも大きな影響があることから、企業防災に係る事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援が必要である。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設、危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設については、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務化されており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める必要がある。

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(緊急輸送道路等の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となり得るため、特に、市内の緊急輸送道路に指定されている国道21号や主要地方道北方多度線などについて、道路管理者である国・県と協力し維持管理を着実に進める。また、これらに接続し、緊急輸送道路を補完する役割を担う県道や市道についても、新たな道路整備を進めるとともに、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め着実な整備を進める必要がある。

(橋りょうの長寿命化修繕)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長2m以上の橋が約600橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁整備を進める。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長15m以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長2m以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料等供給体制の整備)

- 本市では、災害時に必要な食料・生活必需物資の供給について、生活協同組合や農協その他民間企業との協定を締結しているほか、県及び県内市町村災害時相互応援協定により、物資の提供・あっせんを受ける体制を整備している。また、県外では、

東京都瑞穂町との相互応援協定による物資提供を受ける体制もある。今後とも非常時に備えこうした体制の強化を図る必要がある。

(災害物資受援計画の整備)

- 災害に際して食料等の物資の提供を受けた場合、それらを適切に整理、仕分け、管理・保管しつつ、被災者に対し必要な物資を適切かつ迅速に届ける必要がある。そのため、物資輸送に関し民間の配送事業者との協定を締結している。今後とも民間のノウハウを活かしつつ、保管場所の確保を含め円滑な供給体制の整備を図る必要がある。

5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間にわたる機能停止

（非常用電源の確保と燃料備蓄）

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する必要がある。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る必要がある。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検・燃料の保管管理を指導する必要がある。

（倒木対策）

- 災害事例では、倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れたケースがある。本市では民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る必要がある。

（上水道施設の耐震化、老朽化対策）

- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める必要がある。
- 消火活動には、消火栓の機能低下に備え、特殊防火井戸を整備してきたところであり、適切な維持管理に努める必要がある。
- 上水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。

（下水道施設整備の早期概成と接続促進）

- 本市では、レベル1及びレベル2地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る必要がある。
- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発動発電機の確保を進める必要がある。
- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。

（避難施設等の通信手段の確保）

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であり、電源喪失に備え、無線機など避難所と対策本部等との通信手段の確保が必要である。
- 被災者においても、親族等関係先との通信確保が必要である。本市ではNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでいるところであるが、さらに携帯電話の充電資機材の確保が必要となっている。

（ガス管の耐震化）

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、災害に備えたガス管等設備の耐震性強化を要請する必要がある。

5-2 地域交通ネットワークが分断する事態

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対策や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせない。特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する必要がある。

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める必要がある。

(橋りょうの整備・点検・耐震化)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長2m以上の橋が約600橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁整備を進める。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長15m以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長2m以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化促進)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物・ブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する必要がある。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める必要がある。

5-3 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(渇水対応タイムラインの作成)

- 気候変動の影響により異常渇水の発生頻度が高まる可能性が指摘されている。本市の飲料水はすべて地下水源で確保しているが、地下水位を注意しつつ、渇水の可能性に対応した時系列行動計画(渇水対応タイムライン)を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

(雨水・地下水の有効活用)

- 災害時や渇水時においても必要な用水を確保するため、雨水の有効活用を進める必要がある。

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(樋門など河川管理施設の維持管理・改修)

- 市内には樋門など河川管理施設が多く設置されている。豪雨時には重要な役割を果たすことが期待されるこれらの河川管理施設について、日常的な点検による予防保全措置を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。

(河川流出ごみの撤去)

- 出水時において、上流からの流木等が河道に滞積すると、洪水の危険性が高まることから、河川パトロール等を通じ、河川管理者に撤去を要請する必要がある。

6-2 農地等の荒廃による被害の拡大

(多面的機能の維持管理)

- 農村地域において、農地が有する保水機能など国土保全機能を維持するため、地域の活動組織が主体となった農業用水清掃・保全管理等多面的機能の維持管理活動を支援する必要がある。

7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理計画)

- 本市では平成30年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれるごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める必要がある。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巣南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあり、周辺への影響も考慮しながら、迅速に対応する必要がある。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理するため、これら施設の計画的な維持管理・更新を進める必要がある。また、分別により、再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める必要がある。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質など有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速に対応するための課題を整理する必要がある。

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害救援物資受入計画の整備)

- 災害救援物資を必要な被災者に提供するためには、仕分け作業が重要であり、民間事業者やボランティアの協力を得ながら適切かつ迅速に進めるなど、受入計画の整備を進める必要がある。

(災害ボランティアの確保)

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する必要がある。

7-3 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や液状化及び地盤沈下等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める必要がある。

(橋りょうの整備・点検・耐震化)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長2m以上の橋が約600橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁整備を進める。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長15m以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長2m以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する必要がある。

7-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態

(自主防災組織の育成)

- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るためには、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する必要がある。

(防災人材の育成)

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる防災士などのリーダー養成が必要である。

(防犯ボランティアへの支援)

- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する必要がある。